

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和8年1月21日付け令和8年地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第5号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
自動車の賃貸借（10台分）一式
- (2) 調達をする物品等の仕様その他の明細
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和8年8月20日から令和13年7月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定を準用する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入期限
令和8年8月20日
- (5) 納入場所
仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品等に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 令和8年1月21日から令和8年2月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。
イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目
北海道総合研究プラザ 1階セミナー室1
(送付による場合は、郵便番号060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 地方
独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ)
- (2) 入札日時 令和8年3月5日午後1時30分
(送付による場合は、同月4日午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

すべての入札金額（1か月当たりの賃貸借料単価）が、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第10条第1項の規定より定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量（予定賃貸借月数）を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

- (1) 無効入札
開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格
地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を準用する低入札価格調査の基準価格を設定していない。
- (3) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (4) 初度の入札で落札者が無いときは、再度入札を実施する。再度入札の結果落札者がないときは、取扱規則第28条第1項第5号の規定により随意契約に移行する。この場合、再度入札で入札総価額が最低である入札（有効な入札に限る。）をした者から見積書を徴する。
- (5) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ

イ 所 在 地 札幌市北区北19条西11丁目

ウ 電話番号 011-747-2798

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(9) 入札の変更又は取りやめ

この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。